

民主党の証券税制に対するこれまでの考え方

民主党政策集 INDEX2009

金融所得課税改革の推進

本来すべての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。証券税制の軽減税率については、経済金融情勢等にかんがみ当面維持します。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（2008年12月24日）

3. 各税目における改革指針

（1）所得税・相続税 ①所得税 ウ）就労促進

なお民主党としては、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいと考えるが、当分の間は、金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していくことが適当である。

5. 平成21年度税制改正について

（2）内需主導型経済への転換

証券税制については、一体課税の環境が整備できるまでの間、現行の優遇税制を延長する。

民主党税制改革大綱（2007年12月26日）

Ⅱ 各税目における将来の方向性

1. 所得税・相続税

なお本来、所得税において実質的公平性を追求しようとするれば、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいが、「貯蓄から投資へ」の流れの中で金融所得の多発性や金融資産の流動性を考えれば、当分の間は、金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していくことが適当である。

Ⅲ 平成20年度税制改正への対応

1. 格差是正に向けた取り組み

証券税制について、株式・公募株式投信の譲渡益課税に係わる軽減税率の延長は行わない。配当課税については、二重課税調整、安定的な個人株主育成の観点から軽減税率を維持する。